

医療関係・各受給者証の更新

▼高齢者受給者証・国民健康保険限度額適用▼福祉医療費受給者証

**更新対象者には
事前に通知します**

8月1日から使用する医療関係の各受給者証の更新を行います。

該当する方には更新手続きの通知を郵送します。同封の申請書に必要事項を記入のうえ、交付期間内に必ず申請してください。

更新対象者

◆国保に加入している

①市民税課税世帯の方

高齢受給者証をご自宅に郵送します。

②市民税非課税世帯の方

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の申請書をご自宅に郵送します。下記の更新期間中に「高齢受給者証」と「国民健康保険限度額適用・標準負担額

減額認定証」を申請書と引き換えにお渡ししますので、申請書には必要事項の記入と捺印をお願いします。

◆福祉医療費受給者

福祉医療費受給者のうち、受給者証の有効期間が平成26年7月31日までとなっている方



▶福祉医療費受給者証

更新期間

期間 7月27日(日)～29日(火)



時間 午前8時30分～午後7時

※27日(日)は午後5時まで会場 にかほ市役所各庁舎 (住所地の庁舎)

※中学生(法別80と記載されている方)の更新は原則ありません。受給者証の有効期限をご確認ください。(有効期限 卒業する年の3月31日)

申請窓口 ▼市民課国保年金班
象潟市民S C
金班 ▼金浦市民S C
市民課国保年金班
問合先 市民課国保年金班
☎32・3032

国民健康保険のお知らせ

納税通知書を送付します

平成26年度国民健康保険の納税通知書を7月15日に送付しました。(配達地区によってはお手元に届くまで2～3日かかります)

なり、軽減対象世帯が拡大されました。詳しくは、納税通知書および同封の書類をご確認ください。

非自発的理由で失業した国保加入者の方へ

国民健康保険加入者(5月以降に抜けた方も含みます)がいる世帯で、納税通知書が届かない世帯主は税務課市民国保税班までご連絡ください。

倒産や雇止めなどの理由で失業した国保加入者の方には、国保税の軽減措置があります。軽減を受けるには雇用保険受給資格者証を持参のうえ、窓口への届け出が必要です。

平成26年度から国保税の課税限度額が変更となりました。また、均等割の軽減判定基準も変更となりました

詳しくは市民課国保年金班(☎32・3032)にお問い合わせください。

問合先 税務課市民国保税班 ☎43・7505

後期高齢者医療制度

加入者の皆さんへ

後期高齢者医療保険料 決定通知書の送付

平成26年度の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書を、15日に加入者の皆さんに発送しました。

保険料は、特別徴収(年金からの徴収)と普通徴収(口座振替または納付書による徴収)の方がいますので送付された通知書をご確認ください。

また、併用徴収と記載されている方は特別徴収と普通徴収が年度内に切り替わりますのでご注意ください。なお、後期高齢者医療制度加入者で通知書が届かない場合は税務課市民国保税班にご連絡ください。

保険料の納付方法

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていますが、市役所の窓

口で申請することで、年金からの徴収を口座振替に変更することができます。

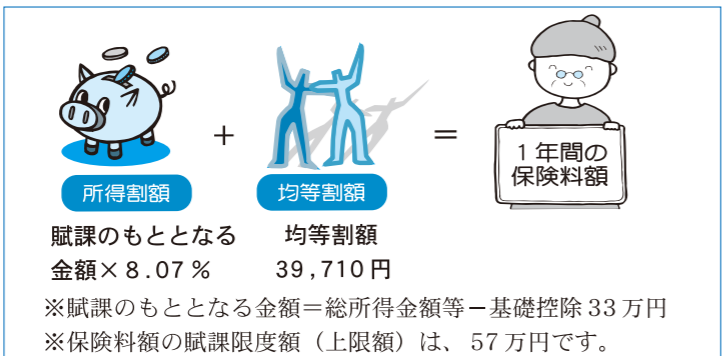
口座振替に変更することで、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。10月分の年金から変更できますので、希望される方は、8月5日(火)まで税務課市民国保税班にお問い合わせください。

保険料率について

平成26年度からの保険料率には変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、5割軽減および2割軽減について対象が拡大されます。

また、保険料額の賦課限度額(上限額)についても変更となります。

個人ごとの保険料の決め方



保険料関係の問合先

税務課市民国保税班
☎43・7505
納付方法変更の申請窓口
▼税務課市民国保税班
金浦市民S C ▼仁賀保市民S C

8月から保険証が新しくなります

後期高齢者医療制度に加入の方には、7月下旬に新しい保険証をお送りします。8月1日以降は新しい保険証をお使いください。

また、医療機関等を利用した場合の自己負担割合は所得に応じて1割または3割となりますので保険証をご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

現在、認定証の交付を受けている方で、今年度も引き続き住民税非課税世帯の方については、8月1日から有効の「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送ります。

また、新規に対象となる方には、7月上旬に申請書をお送りしています。申請書の提出は市の窓口へお願ひします。

申請先 ▼市民課国保年金班
▼金浦市民S C ▼象潟市民S C

保険証の受け取りにはご注意ください

保険証・認定証は簡易書留郵便でお届けします。左記の点にご注意ください。

- ①受け取りには印かんが必要です。また、届いたら必ず開封して内容をご確認ください。
- ②長期不在となる方や郵便局に転居届をされている方(まだ市役所に届け出をされていない方)はご連絡ください。

今までお使いの保険証(若草色)

有効期限
平成26年7月31日
※8月以降は使用できません

新しい保険証(薄赤色)

有効期限
平成26年8月1日～
平成27年7月31日
※7月下旬にご自宅へ送付

問合先 市民課国保年金班

☎32・3032
各種申請窓口 ▼市民課国保年金班
▼金浦市民S C ▼象潟市民S C